

12・13世紀スコットランドのストラサーン伯による伯領外民の受容

中川 友喜

はじめに

現在我々がスコットランドと呼んでいる地域に、12・13世紀になると現在のイングランドや北フランスから聖職者・貴族・騎士・商人といった様々な人々が移住するようになった¹。それゆえ、1950年代以降の研究はこのような外来民・外来文化の移入を重視し、この時期のスコットランド史を「ケルトないしはゲール (Celt / Gael) 的な王国から「アングロ＝ノルマン (Anglo-Norman) 的な王国への移行という民族的 (ethnic) な二元論によって説明する傾向にあった²。その後1980年代になると当時のスコットランドの「ケルト」的な側面により焦点が当てられるようになり、「ケルト」と「アングロ＝ノルマン」の相互作用が唱えられるようになった³。その結果、12・13世紀のスコットランドを「ケルト」と「アングロ＝ノルマン」の混成的王国として捉えることが現在の通説的見解となっている⁴。しかし、2000年代に入ってそのような民族的な二元論による分析の有効性を批判する立場が現れており、このような二元論に基づいた解釈は克服されるべき課題となっている⁵。

とりわけ、マシュー・ハモンドも述べているように、12・13世紀スコットランドにおける領主権の研究は「ケルト」や「アングロ＝ノルマン」といった民族的な用語を用いて分析さ

¹ このテーマに関わる代表的な研究は G. W. S. Barrow, *The Anglo-Norman era in Scottish history* (Oxford, 1980) (以下、Barrow, *Anglo-Norman era* と略) ; R. Frame, *The political development of the British Isles 1100-1400* (Oxford, 1990), chapter 3; R. Bartlett, *The making of Europe: colonisation, conquest and cultural change 950-1350* (London, 1993), chapters 1-2 (『ヨーロッパの形成——950-1350年における征服、植民、文化変容』伊藤誓・磯山甚一訳 [法政大学出版社、2003年] ; 常見信代「スコットランドの「ノルマン＝コンクエスト」 : 『国王文書集』の検討をとおして(1)』『北海学園大学人文論集』17号(2000年)、1-39頁。また、12・13世紀と現在では例えば「スコットランド (Scotland, Scotia)」という語が指し示す地理的範囲は異なっていた。故に、用語が指し示す地理的範囲が曖昧なることを避けるために、以下においてスコットランドやイングランド、フランスといった言葉を用いる際には、現在我々がスコットランド、イングランド、フランスと呼んでいる地域を指すことにする。以下を参照のこと。西岡健司「同時代人の見た12世紀の「スコットランド」——二つの『聖ケンティゲルン伝』の作者の目を通して——」日本カレドニア学会創立50周年記念論文集編集委員会編『スコットランドの歴史と文化』(明石書店、2008年)、35-52頁。

² 12・13世紀スコットランド史に関する研究史については以下を参照のこと。R. D. Oram, 'Gold into lead? The state of early medieval Scottish history', in T. Brotherstone and D. Ditchburn (eds), *Freedom and authority: historical and historiographical essays presented to Grant G. Simpson* (Edinburgh, 2000), pp. 32-43; ドーヴィット・ブルー「12・13世紀のスコットランド研究における伝統と革新」西岡健司訳『関西大学西洋史論叢』11号(2008年)、52-55頁(以下、ブルー「伝統と革新」と略)。

³ C. J. Neville, 'The earls of Strathearn from the twelfth to the mid-fourteenth century, with an edition of their written acts' (PhD thesis, University of Aberdeen, 1983) (以下、Neville, 'Earls of Strathearn' と略) ; K. J. Stringer (ed.), *Essays of the nobility of medieval Scotland* (Edinburgh, 1985) ; A. Grant and K. J. Stringer (eds), *Medieval Scotland: crown, lordship and community* (Edinburgh, 1993)。

⁴ R. D. Oram, *Domination and lordship 1070-1230* (Edinburgh, 2011) (以下、Oram, *Domination and lordship* と略)。

⁵ S. Boardman and A. Ross (eds), *The exercise of power in medieval Scotland, c.1200-1500* (Dublin, 2003), p.19 (以下、Boardman and Ross (eds), *The exercise of power* と略) ; M. H. Hammond, 'Ethnicity and the writing of medieval Scottish history', *[Scottish] H[istorical] R[evue]* 85 (2006), pp. 1-27 (以下、Hammond, 'Ethnicity' と略) ; ブルー「伝統と革新」、52-69頁。

れてきたと言える⁶。なぜならば、領主権の研究は王権や王国を研究の中心に据えていたジェフリー・バロウの「封建的スコットランド」という学説へのアンチ・テーゼとして展開され、12・13世紀スコットランドの「ケルト」的な性質を明らかにすること、もしくは「ケルト」と「アングロ＝ノルマン」の相互作用の解明に主眼を置いてきたためである。その代表例がストラサーン伯乃至伯領に関する研究であり、中でも最も重要な研究は同伯乃至伯領の全体像を解明したシンシア・ネヴィルのものである。確かに、近年になってネヴィル説はワトソンや常見による批判にさらされており、かつストラサーン伯領に関するネヴィルの最新の研究は伯領のハイブリッドな側面に力点を置いているものの、後述するようにそれらの研究はいずれも「ケルト」と「アングロ＝ノルマン」といった前述の民族的二元論を完全に排除することはできていない⁷。したがって、上記の民族的二元論に依拠することなくストラサーン伯乃至伯領を考察した研究は管見の限りまだ存在しておらず、本稿は同伯乃至伯領と伯領外民との関係に注目することで前述の民族的二元論を克服し、通説とは異なる説を提示することを目的としている⁸。

ストラサーン伯乃至伯領に関する研究史⁹

ストラサーン伯乃至伯領に関する包括的な研究を行ったシンシア・ネヴィルは、12世紀から14世紀までのストラサーン伯を伯ロバート（在位：1223-c.1245）までの時代と伯マリーズ2世（在位：c.1245-1271）以降の時代の2つの時代に区分し、両者の間の断絶ないし根本的な変化を主張している¹⁰。すなわち、前者の時代は「在来民と新来民の間の深い緊張と、新しい考え方が及ぼす影響に対する著しい抵抗——大部分が受動的だとしても——によって特徴づけられて」おり、土着の伯が新来民や異文化が自分の伯領内に流入するのを意図的に防ごうとしており、他方、後者の時代においては、ストラサーン伯は「アングロ＝ノルマン」系の勢力とも積極的に関わり、伯領にそれらの新来民や、騎士や「封建的」土地保有といっ

⁶ Hammond, 'Ethnicity', pp. 23-25.

⁷ F. J. Watson, 'Adapting tradition?: the earldom of Strathearn, 1114-1296', in R. D. Oram and G. P. Stell (eds), *Lordship and architecture in medieval and Renaissance Scotland* (Edinburgh, 2005), pp. 26-43 (以下、Watson, 'Adapting tradition?' と略); C. J. Neville, *Native lordship in medieval Scotland: the earldoms of Strathearn and Lennox, c.1140-1365* (Dublin, 2005) (以下、Neville, *Native lordship* と略); 常見信代「ストラサーン伯と『ノルマン・セツルメント』」『國學院経済学』57号(2009年)、369-412頁(以下、常見「ストラサーン伯」と略)。

⁸ 本稿で筆者が用いる「伯領外民」という概念はこれまでの研究で使用されてきた概念ではない。研究史においては、新来民 (newcomer) や移入民 (incomer) という概念は土着民 (native) と対になる形で用いられ、前二者は12・13世紀にイングランドや北フランスからスコットランドに移住した人々やその家系に属する人々を指し、後者は12世紀以前からスコットランドに居住していた「ケルト」系の人々を指して用いられている。このような用語は「ケルト」と「アングロ＝ノルマン」といった民族的二元論に基づいたものであるため、本稿では使用しない。このような民族的二元論から脱却するために、本稿では上記の概念に代えて、伯領民 (伯領内に土地を保有している者) と伯領外民 (伯領内に土地を保有していない者) という概念を用いて分析を行うこととする。

⁹ 13世紀以前のスコットランドにおける伯乃至伯領の概略については以下を参照のこと。Oram, *Domination and lordship*, pp. 215-225; A. Woolf, *From Pictland to Alba 789-1070* (Edinburgh, 2007), pp. 342-350.

¹⁰ Neville, 'Earls of Strathearn'; C. J. Neville, 'A Celtic enclave in Norman Scotland: earl Gilbert and the earldom of Strathearn, 1171-223', in T. Brotherstone and D. Ditchburn (eds), *Freedom and authority: historical and historiographical essays presented to Grant G. Simpson* (Edinburgh, 2000), pp. 75-92 (以下、Neville, 'A Celtic enclave' と略); Neville, *Native lordship*.

た「アングロ＝ノルマン」的な文化やものの考え方の導入を推進するようになったと彼女は述べている¹¹。

このようなネヴィルの解釈に対してはフィオナ・ワトソンと常見信代が異論を述べているが、それらの批判はまだ不十分であると言える。ワトソンの研究は「ノルマン化」の指標の1つとして認識されている石造りの城に焦点を当てており、「ケルト」の人びとや文化と「アングロ＝ノルマン」の人びとや文化の相互作用に言及してはいるものの、石造りの城以外の論点については概観されているに過ぎず、その主張の妥当性を判断するためには他の要素に関しても緻密な分析がなされなければならない。また、常見はストラサーン伯の姻戚関係、王権との関係、取り巻きの状況を分析しており、伯ギルバート期においてもストラサーン伯が「アングロ＝ノルマン」の勢力を受容していた点を主張しているが、伯ロバートについて多少言及されていることを除けば、考察の対象の大部分が伯ギルバート（在位：1171-1223）の治世までに限定されており、伯ロバート期以降の再考察はまだ不十分であると言える¹²。

分析対象・分析方法

そこで、本稿はストラサーン伯による俗人に対する土地譲渡の分析を通じて、前述のネヴィル説の再考察を行う。伯による俗人に対する土地譲渡に焦点をあてる理由は、従来の研究では、「ケルト」系である伯の「アングロ＝ノルマン」系の新来民や文化に対する親和性の指標の1つとして、俗人に対する土地譲渡を通じて伯がどれだけ新来民を自らの伯領へ誘致したかが分析・検討されてきたからである。

ストラサーン伯による俗人に対する土地譲渡を分析するために、本稿では主に以下の3つの史料を用いる。第1に伯ギルバートが建立したインチャフレイ修道院（Priory of Inchaffray / Inchaffray Abbey）の文書集、第2にインチャフレイ修道院関連文書集、第3にネヴィルが博士論文でまとめたストラサーン伯領関連文書集である¹³。これらの史料を用いることによって、伯ギルバートから伯マリーズ2世に至るまでのストラサーン伯による俗人に対する土地譲渡の事例を検討し、どのような人物がストラサーン伯によって土地を譲渡されたのか、及び譲渡された土地がどのような条件によって保有されたのかを本稿では分析していく。加えて、譲渡内容を記した史料が現存していないが故に詳細が不明である土地譲渡や土地保有に関しても、他の史料から解明し得る限り考察を行っていく。

また、筆者はネヴィルや常見が用いているような、伯が発給した文書の証人欄に登場する人物の分析を通じて伯の取り巻きを再構成する手法は妥当性に問題があると考えている

¹¹ Neville, *Native lordship*, p. 9.

¹² 常見「ストラサーン伯」。

¹³ *Liber Insule Missarum* (Edinburgh, 1847) (以下、*Inchaff. Lib.*と略) ; *Charters, bulls and other documents relating to the abbey of Inchaffray* (Edinburgh, 1908) (以下、*Inchaff. Chrs.*と略) ; Neville, 'Earls of Strathearn'. これらのうちでも翻刻・分析に信頼のおけるネヴィルの博士論文中の文書集を最も頻繁に用いる。また、19世紀に刊行された修道院文書集を用いる際の注意に関しては以下を参照のこと。A. Ross, 'The Bannatyne Club and the publication of Scottish ecclesiastical cartularies', *SHR* 85 (2006), pp. 202-230.

¹⁴。従って、本稿では同手法を用いてストラサーン伯による伯領外民の受容のあり方を分析することはない。

以上の分析対象・分析手法によって、本稿は伯ギルバートから伯マリーズ2世までのストラサーン伯による俗人に対する土地譲渡の特徴を明らかにし、更に伯領外民を伯領内に受容するにあたってどのような要因が鍵となったのかを考察する。それらを踏まえ、伯ロバート期以前と伯マリーズ2世期以降の間にはネヴィルが主張しているような断絶や根本的な変化はあまり見られず、むしろ両者の間には連続性の方がより顕著であることを主張する。

ストラサーン伯による俗人に対する土地譲渡

ストラサーン伯の名で発給された証書は、伯ギルバートが兄弟のマリーズに対して発給したものが確認できる限りでは最古のものである¹⁵。これはまた、ストラサーン伯が俗人に対して土地譲渡を行った事例としても確認できる限りで最古の事例である。

伯ギルバートによる俗人に対する土地譲渡は、残存史料から判明する限りでは、伯の家族や親戚及び伯の妻の従者に限られている。伯ギルバートが土地譲渡の際に発給した文書の存在は少なくとも4通確認することができるが、すべて原本は残っておらず、転写されたものが1通、確認証書の中で言及されているものが3通である¹⁶。また、文書の受給者は伯の兄弟マリーズ、伯の息子ギルクリスト、伯の娘マティルダとその夫である後のファイブ伯マルコム、伯の娘セシリアとその夫である、アランの息子ウォルタである。伯の兄弟マリーズは伯領南部の土地を1騎士役で *Sake and Soke*, *Toll and Team*, *Infangthief*, *Pit and Gallows* といった広範な法的付属物とともに譲渡されており、このような条件での土地保有は少なくとも

¹⁴ その理由は以下の3点である。

- ①12世紀から14世紀中葉に至るまでの歴代のストラサーン伯が発給した文書は各々の伯毎に20通前後しか現存しておらず、「統計的」な分析を有効に行い得るほどに史料が残存していない。
- ②現在に至るまでに意識的／無意識的に多くの史料が失われた可能性があり、史料の残存状況にも偏りが存在すると考えられる。すなわち、紛争や事故、廃棄などによって多くの文書が紛失した可能性も考えられ、修道院文書集への転写の際に取捨選択がなされた可能性も考えられる。
- ③文書の証人欄に登場する人物がどのような資格によって証人欄に名を連ねたかを判別するのは容易ではなく、伯発給文書の証人として登場するからと言って、必ずしも彼らが伯の取り巻きであったかどうかは明白ではない。

証人欄の分析を通じたネヴィルや常見の主張に関しては以下を参照のこと。Neville, 'A Celtic enclave', pp. 86-88; 常見信代「スコットランドの『ノルマン＝コンクエスト』(2)：証人構成の検討をとおして」『北海学園大学人文論集』25号(2003年)、1-40頁。

¹⁵ Neville, 'Earls of Strathearn', ii, no. 29; G. W. S. Barrow (ed.), *Regesta regum Scottorum II: the acts of William I King of Scots 1165-1214* (Edinburgh, 1971), no. 136 (以下、RRS, ii と略)。ただし、これはスコット人たちの王ウィリアム1世の確認証書中で言及されているに過ぎない。また、伯ギルバートが発給した証書から、彼の父である伯ファテス(在位：?-1171)とその妻エセンがインチャフレイの修道士たちに聖チャタン教会とその付属物を譲渡している事を確認することができるが、その際に証書が発給されたかどうかは不明である。以下を参照のこと。Neville, 'Earls of Strathearn', ii, nos. 1, 3.

¹⁶ Neville, 'Earls of Strathearn', ii, nos. 27, 29-31. 29-31 番の譲渡を確認した文書はそれぞれ RRS, ii, nos. 136, 474; Neville, 'Earls of Strathearn', ii, no. 43 である。

14 世紀中葉に至るまで、確認されている限りではストラサーン伯による土地譲渡の中で唯一のものである¹⁷。伯の娘マティルダとその夫マルコムは伯領南東部の土地を嫁資として譲渡されており、伯の娘セシリアとその夫ウォルタは名目的地代保有の条件で伯領中心部のコウルガスクに土地を譲渡されている¹⁸。伯の息子ギルクリストはスコットランド北部のインヴァネスシャにある所領を譲渡されているが、王に対する奉仕を留保している事を除けば保有条件に関する情報は乏しい¹⁹。加えて、マティルダとマルコムへの土地が「自由な嫁資として (in liberum maritagium)」譲渡されたものであるのを除けば、残りの 3 件はすべて「封及び相続物として (in feodo et hereditate)」与えられている²⁰。

これらの被譲渡人の内、伯ギルバートの娘セシリアの夫であるアランの息子ウォルタに関しては、ここで考察し直す必要がある。従来の研究ではこのウォルタはステュワート家の直接の祖先であるアランの息子ウォルタであると考えられてきた²¹。しかしながら、セシリアの夫であるウォルタはウォルタ・ステュワートではなく、伯ギルバートの息子ファークスの証書の証人欄に登場するアランの息子ウォルタ・オヴ・ラスヴェンであると考えるのが妥当である²²。なぜならば、中世中期スコットランドにおける文書・人物誌データベースである PoMS の情報によると、伯ロバートによる確認証書が発給される前の 1219 年以降、ウォルタ・ステュワートは発給者・受給者を問わず文書史料において頻繁に家令 (steward, *dapifer* / *senescallus*) の肩書きを帯びるようになるにもかかわらず、この確認証書の受給者であるアラ

¹⁷ これら個々の法的付属物が具体的に指し示す内容は必ずしも明白ではないものの、[The] P[er]son[s] o[f] M[edieval] S[cotland] によると、Soke and Sake は法廷を開く権利及び特定の裁判権とともに罰金や科料、その他の賦課金を受け取る権利を指し、Toll and Team は農奴から使用料や租税を徴収する権利及び当該の裁判権が及ぼされる圏内に居住していない人物が召喚され得る法廷を開く権利を指していると考えられる。Infangthief は領主が自身の領地内で捕らえられた窃盗犯を処罰する権利を指し、Pit and Gallows は重罪人を水で満たされた穴に投げ入れるか絞首刑によって処刑する権利を指す。以下を参照のこと。'Glossary of terms' in A. Beam, J. Bradley, D. Broun, J. R. Davies, M. Hammond, M. Pasin *et al.*, *The People of Medieval Scotland, 1093-1314* (Glasgow / London, 2012), <http://www.poms.ac.uk/help/glossary-of-terms/> [accessed 23 December 2012].

¹⁸ 名目的地代保有 (blench-ferme) に関しては以下を参照のこと。ステアー・ソサイエティ編『スコットランド法史』戒能通厚訳 (名古屋大学出版会、1990 年)、巻末付録 10 頁 (以下、『スコットランド法史』と略)。名目的地代保有は恩顧関係を築く手段として用いられたと考えられている。以下を参照のこと。Watson, 'Adapting tradition?', p. 36; 常見「ストラサーン伯」、385 頁。

¹⁹ ネヴィルはこのギルクリストがギルバートの間違いである可能性を指摘しており、アラスデア・ロスも彼女の説にならっている。以下を参照のこと。Neville, 'Earls of Strathearn', i, pp. 75-76 at n. 152; *Ibid.*, ii, App. B, no. 13; A. Ross, 'The lords and lordship of Glencarnie', in Boardman and Ross (eds), *The exercise of power*, pp. 159-174 at 159-160. また、このギルクリストがギルバートと彼の 2 人目の妻との間の子である可能性も推測されている。以下を参照のこと。常見「ストラサーン伯」、393 頁; Neville, *Native lordship*, p. 47 at n. 42. だが一方で、この土地譲渡をさらに確認したスコット人たちの王アリグザンダ 2 世による確認証書 (W. Fraser, *The chiefs of Grant*, iii [Edinburgh, 1883], no. 3) 中でもこの伯の息子はギルクリストと呼ばれており、土地の受領者はギルバートではなくギルクリストであった可能性も残っている。ここでは証書の記述に従ってギルクリストと想定するものの、ギルバートであれギルクリストであれ、彼が伯ギルバートの息子であった点に変わりはない。

²⁰ スコットランドにおいて「封は純然たる軍役奉仕に代わる穀物または金銭による封主・封臣間における土地保有関係を意味する」こともあった。以下を参照のこと。『スコットランド法史』、巻末付録 26 頁。

²¹ Neville, 'Earls of Strathearn', i, pp. 77-78; Neville, 'A Celtic enclave', p. 91; Neville, *Native lordship*, p. 49; 常見「ストラサーン伯」、404 頁。以下、便宜上この人物をウォルタ・ステュワートと呼称する。

²² Neville, 'Earls of Strathearn', ii, App. B, no. 7.

ンの息子ウォルタはその肩書きを帯びていない²³。また、他の文書からウォルタ・ステュワートとストラサーン伯間の結び付きを確認することはできない。加えて、伯ギルバートの息子ファーガスが発給した証書の証人欄にウォルタ・オヴ・ラスヴェンの名前が確認できる他、ウォルタ・オヴ・ラスヴェンの息子ウィリアムが審理した、スクーン大修道院に対する父ウォルタの寄進状の証人欄に、ストラサーン伯ギルバートとその息子ロバート、伯の家令マリーズ、ストラサーン伯領内にあるクリエフの主任司祭ブライスらが登場しているなど、ストラサーン伯家とラスヴェン家の間に何らかの結び付きが想定できるからである²⁴。このラスヴェンはストラサーン伯領内に存在した土地であることが他の文書から確認でき、従って、セシリアとウォルタの結婚は伯家が伯領内の有力者との結び付きの強化を図ったものであると言えよう²⁵。

上で検討した4件の土地譲渡に加えて、文書が発給されたかどうかは不明であるものの、伯ギルバート期にストラサーンに土地を与えられた家系を2つ確認することができる。それらは、伯ギルバートの妻マティルダ・ドビニの輿入れに随行したナイジェル・ルーフトないしナイジェル・オヴ・ドルパトリックの一族、及びトリストラム一族である。両者ともイングランド出身者であり、伯による伯領外民の伯領内への受容の事例とみなすことも可能である²⁶。さらに、彼らに譲渡されたドルパトリックとゴーンは伯領の中心部に近く、比較的肥沃な土地である他、トリストラムの息子ヘンリはレンナリウスという役職を伯から与えられているなど、伯ギルバートがこれらの伯領外民の受容に決して否定的ではなかった様が窺える²⁷。

その他、伯ギルバートの再婚相手であるイスンダと、その兄弟リチャードとジョフリもストラサーンに土地を保有しているものの、彼らが伯ギルバートから土地を譲渡されたかどうかは不明である²⁸。

続いて、伯ロバートによる俗人に対する土地譲渡は、彼の臣下であるマリーズの息子ダンカンの息子コンガルとその妻アダに対するものだけが確認できる²⁹。この譲渡を記した証書も原本は残存しておらず、スコット人たちの王アリグザンダ2世による確認証書が現在に伝

²³ PoMS, no. 1378 (<http://db.poms.ac.uk/record/person/1378>; accessed 8 January 2013).

²⁴ Neville, 'Earls of Strathearn', ii, App. B, nos. 7-9; *Liber Ecclesie de Scone* (Edinburgh, 1843), no. 125.

²⁵ *Registrum de Panmure* (Edinburgh, 1874), pp. 82-83. ウォルタの息子ギルバートは Gilbertus Dominus de Rothven in Strathern, miles, filius Walteri de Rothven と記されている。

²⁶ Neville, *Native lordship*, p. 44; Barrow, *Anglo-Norman era*, pp. 124-125 and n. 44; K. J. Stringer, *Earl David of Huntingdon, 1152-1219: a study in Anglo-Scottish history* (Edinburgh, 1985), pp. 130, 143; A. A. M. Duncan, *Scotland: Making of the kingdom* (Edinburgh, 1975), p. 449 (以下、Duncan, *Making of the kingdom* と略)。

²⁷ Neville, 'Earls of Strathearn', ii, nos. 6, 38 and App. B, no. 17; Neville, *Native lordship*, pp. 44-45. このレンナリウスという役職に関して、Neville, 'A Celtic enclave', pp. 82-83; Neville, *Native lordship*, p. 67; 常見「ストラサーン伯」、387頁では食糧の配分役やケインと呼ばれた物納地代の徴収役など様々な憶測がなされているが、いずれも史料上に根拠は見出せず、詳細は不明である。また、伯領の中心地に関しては以下を参照のこと。Neville, *Native lordship*, pp. 116-120; Watson, 'Adapting tradition?', pp. 26-34.

²⁸ Neville, 'Earls of Strathearn', ii, App. B, no. 1. ジョフリが保有していたガスクの土地はウィンチェスタ伯サエール・ド・クインシの所領である。以下を参照のこと。Inchaff. Chrs., no. 38.

²⁹ Neville, 'Earls of Strathearn', ii, no. 46; *Inchaff. Lib.*, App. no. 10; *Registrum episcopatus Moraviensis* (Edinburgh, 1837), App. no. 10. 伯ロバートは姉妹セシリアとその夫アランの息子ウォルタに対しても証書を発給しているが、これは伯ギルバートによる土地譲渡の確認である。以下を参照のこと。Neville, 'Earls of Strathearn', ii, no. 43.

わっている。このコンガルは伯家の家令を務めていた家系に属しており、同家は伯マリーズ2世期に至るまで、少なくとも4世代に渡ってストラサーン伯に仕えていた³⁰。この譲渡は「封及び相続物として」なされ、「彼(=コンガル)の臣従礼と奉公ゆえに(pro homagio et seruicio suo)」なされた点が特徴的である。

伯ロバート期にストラサーンに土地を保有していたことが明らかとなっている人物として、他にもクレメントの息子ウィリアムの息子シオボルド、ロバート・オヴ・メクフェン、アラン・オヴ・キントチャ、リチャードといった人物が確認されている。しかし、彼らが伯によって土地を譲渡されたのかどうかは不明であるため、考察の対象から除外する³¹。

以上のような伯ギルバート、伯ロバートによる土地譲渡に対し、伯マリーズ2世による俗人に対する土地譲渡はどのような特徴を有していたのであろうか。残存史料から分かる限りでは、伯マリーズ2世による俗人に対する土地譲渡の大半が彼の家族や親族に対するものであったと考えられる³²。特に、残存史料から確認できる5件の土地譲渡はすべて伯の家族や親族に対して行ったものである。文書の受給者は伯の従兄弟(叔母エセンとその夫デイヴィッド・ヘイの息子)ギルバート・ヘイ、伯の姉妹アナベラ、伯の姉妹アナベラの夫デイヴィッド・グレイム、伯の娘セシリア、伯の兄弟ギルバートである³³。それらのうち、伯の姉妹

³⁰ コンガルの祖父であるマリーズやマリーズの父であるギレネムは、例えば Neville, 'Earls of Strathearn', ii, nos. 13-14 などでは伯の家令と記されている。

³¹ Neville, 'Earls of Strathearn', ii, no. 37, App. B, nos. 21, 25. アラン・オヴ・キントチャに関しては、ネヴィルが前述のトリストラムの息子ヘンリの受封者であると推定しており、ウィリアムの息子シオボルドやリチャードも含めて伯ロバート期の新来民であると解釈している。しかし、彼らが伯領内に土地を保有している様子が確認できるのはインチャフレイ修道院に対する寄進文書からであり、彼らがいつから伯領内に土地を保有するようになったかは不明である。また、ネヴィルは、このシオボルドの出自はロウジアン系のイングランド系一族ではないかと推定しているが、その根拠は彼の祖先の名前と彼が証書中で言及した地名が英語起源であるということだけである。しかし、これだけでは彼がロウジアンからのイングランド系の移住者であるとの確実な証拠たり得ないだろう。以下を参照のこと。Neville, *Native lordship*, p. 50.

³² Neville, 'Earls of Strathearn', ii, nos. 56, 58-59, 61-62.

³³ 伯マリーズ2世の姉妹アナベラがデイヴィッド・グレイムと結婚したかについては議論の余地がある。ネヴィルは、伯がデイヴィッドに譲渡した土地の中にキンカーディン(Kincardine)という土地が含まれており、また同キンカーディンが伯によって姉妹アナベラに嫁資として譲渡されていることから、アナベラはデイヴィッドと結婚したと主張している。以下を参照のこと。Neville, 'Earls of Strathearn', i, p. 84. しかし、PoMS は伯の姉妹アナベラに譲渡されたキンカーディンとデイヴィッド・グレイムに譲渡されたキンカーディンが同名の別の土地(前者は 'Kathel Levenas' 内のキンカーディン [Kinchardine in 'Kathel Levenaws'], 後者はメンテイス内のキンカーディン [Kincardine in Menteith])であったと解釈している。また、アナベラに対する伯の譲渡証書から、'Kathel Levenas' 内のキンカーディンはアハタラーダ(Auchterarder)に隣接しており、従ってストラサーン伯領内に位置することになる。以下を参照のこと。PoMS transaction factoid, nos. 33266, 33275 (<http://db.poms.ac.uk/record/factoid/33266/>, <http://db.poms.ac.uk/record/factoid/33275/>; accessed 25 December 2012); Neville, 'Earls of Strathearn', ii, no. 58. しかしながら、メンテイス内のキンカーディンは RRS, ii, no. 334 によると1189年から1195年の間にスコット人たちの王ウィリアム1世によってリチャード・ド・ミュシエに譲渡されており、また、ストラサーン伯が同地を保有するに至ったとする根拠を史料から見出すことができない。また、伯マリーズ2世がデイヴィッド・グレイムに譲渡した他の土地 コウル(Coul)、クロウアン(Cloan)、フォスウェル(Foswell)、ペアネイ(Pairney)、バードリル(Bardrill)はストラサーン伯領内のキンカーディン(つまり、'Kather Levenas' 内のキンカーディン)を取り囲むようにして存在していることから、伯がデイヴィッドに譲渡したキンカーディンは PoMS が示しているようにメンテイス内のキンカーディンではなく、ネヴィルが述べるようにアナベラに譲渡した 'Kather Levenach' 内のキンカーディンと同じであると解

アナベラに対する嫁資譲渡と³⁴、譲渡文書が残存しておらず保有条件が不明である伯の兄弟ギルバートに対する土地譲渡を除けば、残りはすべて名目的地代保有を条件とした土地譲渡であったと考えられ、また、伯個人に対する軍役の規定は見られない³⁵。加えて、ギルバート・ヘイに対する土地譲渡には「彼（＝ギルバート）の臣従礼と奉公のゆえに」、デイヴィッド・グレイムやセシリアに対する土地譲渡には「封及び相続物として」という文言が確認される。さらに、ギルバート・ヘイ、アナベラ、セシリアに対する譲渡では王に対する域外奉仕 (*forinsec service*) を遂行する旨が記されているものの、デイヴィッド・グレイムに対する譲渡には王への域外奉仕に関する記述はない³⁶。目を引くのは、デイヴィッド・グレイムに対する土地譲渡には法廷 (*curiis*)、財産復帰 (*eschetis*)、流血裁判権 (*bludwetis*)、相続上納物 (*herieldis*)、女性の結婚承認料 (*merche[tis] mulierum*) といった様々な諸特権が付随していることである。このような諸特権の記述は 12 世紀から 14 世紀中葉にかけて、ストラサーン伯領における唯一の例である。

また、伯マリーズ 2 世はブライス・オヴ・アードロッサンという人物と土地の交換を行っていることも、伯の死後ブライスがインチャフレイ大修道院に宛てた寄進証書から明らかである³⁷。同文書中でブライスは故伯マリーズ 2 世のことを「私の主君 (*dominus meus*)」と呼

釈するほうが妥当である。そのため、アナベラとデイヴィッドが結婚したと考えられる。確かに 1256 年の 1 月 29 日の段階では上述のデイヴィッド・グレイムにはアグネスという妻がいたと別の史料では述べられている。以下を参照のこと。W. Fraser, *The red book of Menteith*, ii (Edinburgh, 1880), pp. 209-211. しかし、アグネス死後にデイヴィッドがアナベラと再婚した可能性もあり、これだけではデイヴィッドがアナベラと結婚しなかった根拠とはならない。また、J. Stevenson, *Documents illustrative of the history of Scotland from the death of King Alexander the Third to the accession of Robert Bruce 1286-1306* (Edinburgh, 1870), ii, no. 385 ではパトリック・グレイム (上述のデイヴィッド・グレイムの息子) の妻としてアナベラなる人物が登場する。ネヴィルが指摘しているように、これは書記の誤りもしくはこのアナベラが同名の別人のどちらかであろう。以下を参照のこと。Neville, 'Earls of Strathearn', i, p. 99, n. 206.

³⁴ アナベラに対する土地譲渡の文書には「自由な嫁資として」という文言は見られないが、「Scoc」王国全体において何らかの嫁資が [中略] 保有され、所有されているように [中略] 保有され、所持されるべし (*Tenendam et habendam... sicut aliquod Maritagium In toto Rengno Scoc'... tenetur et possidetur*) とあることから、この土地譲渡が嫁資譲渡であると判断した。

³⁵ Neville, 'Earls of Strathearn', ii, nos. 56, 59, 61. それぞれの譲渡の保有条件は順に「毎年、金で鍍金された拍車もしくは 6 ペニを聖霊降臨祭の日までに納める (*Reddendo Inde annuatim ipse et heredes sui vel sui assignati michi et heredibus meis Quedam calcaria deaurata vel sex denarius ad Pentecost'*)」、「毎年、名目的地代保有の名目で銀 1 ペニを聖霊降臨祭の日までに納める (*Reddendo annuatim michi [et heredibus] meis dictus Daud et heredes sui vnum denarium argenti nomine albe firme in festo pentecost'*)」、「毎年、私 [=伯マリーズ 2 世] と私の相続人たちに一對の白い籠手もしくは銀 1 ペニを聖霊降臨祭の日までに納める (*Reddendo inde annuatim michi et heredibus meis unum par albarum cerotecarum vel vnum denarium argenti ad Pent'*)」ことである。

³⁶ 域外奉仕とは、戦時に共同軍 (*common army / communis exercitus*) を率いて王のもとに馳せ参じる軍役を指す。以下を参照のこと。Duncan, *Making of the kingdom*, pp. 378-385. レノックス伯領のように、領民を動員する代わりにチーズを徴集する義務が課せられていた事例も存在する。以下を参照のこと。G. W. S. Barrow, 'The beginnings of military feudalism', in idem, *The kingdom of the Scots*, 2nd edn (Edinburgh, 2003), p. 273; Neville, *Native lordship*, p. 57.

³⁷ Neville, 'Earls of Strathearn', ii, App. B, no. 27. 伯マリーズ 2 世はブライスが保有していた 'Cullath' という土地を 'Langflath' という土地と交換した。'Langflath' はインチャフレイ大修道院の橋の傍らに位置したことが同文書中で言及されている。'Cullath' の所在は不詳であるが、おそらくこれは Neville, 'Earls of Strathearn', ii, no. 54 で同ブライスが保有していたと記されている、ダンブレインの町にある 'Tolauch' であると考えられる。

んでおり、両者の間の主従関係を見てとることも可能かもしれないが、断言はできない。ブライスは他にもピットランディ (Pitlandie) の土地の一部をシオボルドの息子ルークという人物から封として保有していた³⁸。同ブライスは伯マリーズ 2 世がインチャフレイ大修道院に宛てた文書、伯マリーズ 2 世の叔父ファーガスが発給した文書、伯マリーズ 2 世の親戚であるギルバート・ヘイがインチャフレイ大修道院に宛てた文書の証人欄に登場するものの、彼がいつから、どのような過程を経てストラサーン伯領内に土地を有するようになったかは不明である³⁹。

結論

ネヴィルは、伯ギルバートと伯ロバートが伯領内の土地を新来民に授封することをあからさまに拒絶していた訳ではないものの、しかし伯領の大部分は依然として「ゲールの」権力下に置かれており、イングランドや大陸からの新来民の影響をほとんど受けていなかったと結論付けている。さらに、彼女は伯マリーズ 2 世期以降この傾向に変化が見られ、ストラサーン伯は「アングロ＝ノルマン」系の勢力とも積極的に関わるようになり、伯領に「アングロ＝ノルマン」の勢力や「アングロ＝ノルマン」的な概念の導入を推進するようになったと述べており、伯ロバートまでの時代と伯マリーズ 2 世以降の時代を対照的に捉えている⁴⁰。ネヴィル説に対してはワトソンや常見が批判を行っているものの、彼女たちの説も「ケルト」と「アングロ＝ノルマン」という分析概念に依拠していると言えよう。しかしながら、本稿の「はじめに」でも述べたように、このような近代以降の民族的な捉え方に基づいた民族的二元論は克服されるべき課題である。そのような民族的二元論に依拠せずにストラサーン伯による俗人に対する土地譲渡を分析し、ストラサーン伯による伯領外民の受容のあり方や展開を考察した結果、どのような結論が導き出されるであろうか。

そこで、ストラサーン伯によって土地を譲渡された人物を以下の 4 つのパラメタによって分析することにする。それらのパラメタは以下の通りである。

- ①伯の血縁者か否か。
- ②土地譲渡以前に伯の姻戚であったか否か。
- ③土地譲渡以前に伯と主従関係にあったか否か。
- ④土地譲渡以前に伯領に地縁的結び付きを持っていたか否か。

³⁸ Neville, 'Earls of Strathearn', ii, App. B, nos. 2[8]-29. ネヴィルが誤って 27 番を 2 つ付してしまっているため、便宜上 2 つ目の 27 番を 28 番と読み替えた。このルークは上述のウィリアムの息子シオボルドの息子である。

³⁹ Neville, 'Earls of Strathearn', ii, no. 53, App. B., no. 9; *Inchaff. Chrs.*, no. 68. ネヴィルはこのブライスがエアシャの有力家系出身であると推測し、伯マリーズ 2 世による伯領外民の受容の一例としている。しかしその根拠は十分とは言えない。以下を参照のこと。Neville, *Native lordship*, p. 85. ギルバート・ヘイがインチャフレイ大修道院に宛てた文書は 1240 年に発給されたものである。この時点でブライスは伯領内に土地を保有していたと仮定するならば、彼が伯ロバート期以前から伯領内に土地を保有していた可能性も浮上する。

⁴⁰ Neville, *Native lordship*, pp. 9, 53-54.

上記の①と②については特に説明の必要はないであろうが、③と④に関しては該当条件を述べる必要がある。③に関しては、伯から役職を保有している、もしくは伯による土地譲渡の中で「Xの臣従札及び奉公のゆえに」という文言が存在する人物ならば当該人物は伯と主従関係にあると判断した。④に関しては、ストラサーン伯領内に土地を保有している人物、もしくはストラサーン伯領内に土地を保有している人物の家族であれば当該人物は伯領に地縁的結び付きを持つと判断した。伯ギルバートから伯マリーズ2世までのストラサーン伯から土地を譲渡された人物とそのパラメタは以下の表1にまとめた。

以上の分析結果より判明するのは以下の2点である。第1に、伯ギルバートから伯マリーズ2世にかけてのストラサーン伯が土地を譲渡した対象は上記の①から④のうち1つ以上のパラメタを持っていたものがほとんどであった。トリストラムやナイジェル・ルーフト、コンガルの妻アダがこれらのパラメタのいずれかを持っていたとは必ずしも断言できないものの、アダに対する土地譲渡は夫コンガルと一組でなされていることから、コンガルと一組で③、④のパラメタを持った人物に対する土地譲渡という範疇に含めることができるだろう。ブライス・オヴ・アードロッサンがいつから伯領内に土地を保有するようになったかは定かではないが、伯マリーズ2世との土地交換の際には彼が伯領内に土地を保有していたことが明らかであるから、その土地交換の際には彼が④のパラメタを有していたと言える。従って、伯ギルバートから伯マリーズ2世までのストラサーン伯によって土地を譲渡された俗人は、伯や伯領と血縁、婚姻、主従、地縁関係を有していたもののみであったと推測することができる。確かに、前述のようにトリストラムとナイジェルは①から④のパラメタのいずれをも有していないものの、彼らが伯夫人マティルダ・ドビニの輿入れに随行して伯領内に移住したという事情を考慮すると、伯が自らとまったく関係性を持たない人物を伯領内に移住させたとは言い切れない。

第2に、伯ギルバートから伯マリーズ2世までのストラサーン伯による俗人に対する土地譲渡の特徴として挙げられるのは、伯家との婚姻が伯領外民を伯領内に受容するにあたって重要な要素となったということである。ストラサーン伯が伯領外民に土地を譲渡した事例に含むことができるものは、伯ギルバートによるトリストラムやナイジェルに対する土地譲渡、伯ギルバートによる娘マティルダとその夫マルコムに対する嫁資譲渡、伯マリーズ2世によるギルバート・ヘイに対する土地譲渡やデイヴィッド・グレイムに対する嫁資を含んだ土地譲渡の5例である。トリストラムやナイジェルは伯ギルバートの妻であるマティルダの従者、ファイフ伯の息子マルコムは伯ギルバートの娘マティルダの夫、ギルバート・ヘイは伯ギルバートの娘エセンの息子で伯マリーズ2世の従兄弟、デイヴィッド・グレイムは伯マリーズ2世の姉妹であるアナベラの夫である。いずれも婚姻による人的紐帯の形成が土地譲渡に先んじている点に注意しなければならない。伯領内に土地を持たない血縁者や姻戚、配偶者の従者に対する土地の譲渡が伯による伯領外民の伯領内への受容の特徴であり、それらの土地譲渡は婚姻を媒介として形成された人的紐帯をさらに強化するためになされたと考えられる。

本稿のもう1つの目的は、ネヴィル説に対する批判である。伯ギルバート、伯ロバート、伯マリーズ2世のいずれも先に述べた2つの特徴に該当する土地譲渡を行っている。それゆえ、伯による俗人に対する土地譲渡という観点から結論付けるならば、伯ロバート期以前と伯マリーズ2世期以降を峻別することはできない。これは譲渡された土地の保有条件においても同様である。まず、騎士役による軍事奉仕は伯ギルバートによる兄弟マリーズに対する

土地譲渡にしか見られず、伯マリーズ 2 世期に至るまで王に対する域外奉仕が軍役の主流であった⁴¹。さらに、伯ギルバート期に騎士役という概念が既に用いられていたことは、伯マリーズ 2 世期以前においてもそのような軍制が伯領内においても知られており、伯マリーズ 2 世期になって新たに流入した概念ではないことの証左となろう。また、名目的土地保有という保有条件も伯マリーズ 2 世期以前から既に見られる現象であり、土地の保有条件においてマリーズ 2 世期以降根本的な変化が生じたとは言えない。

本稿の一事例だけを以て上記のような事情が 12・13 世紀スコットランド全体に当てはまると一般化することには慎重であらねばならないが、少なくとも伯ギルバートから伯マリーズ 2 世期に至るストラサーン伯乃至伯領においては、ネヴィルが主張しているような断絶や変化よりも、連続性の方がよりはっきりと見て取ることができるのである。「マリーズ 2 世が 1245 年に伯位を継いだ時、伯領の内外の諸事件に対するストラサーン伯の島国的に孤立した態度 (insular attitude) は劇的に変化した。マリーズ [2 世] はストラサーンにスコットランドの他地域における有力な土地所有者であり、かつ諸々のナショナルな出来事 (national events) において政治の面で盛んに活動していた者たちを授封する政策を始めた」と解し、伯ロバート期以前との変化を強調するネヴィルの主張は修正の余地があると言えるだろう⁴²。

⁴¹ 13 世紀を通じて、域外奉仕と「封建的」主従関係に基づいた軍役は、言葉の上では区別されていないながらも実質的にはその境界は曖昧になっていったと考えられている。以下を参照のこと。G. W. S. Barrow, 'The army of Alexander III's Scotland', in N. H. Reid (ed.), *Scotland in the reign of Alexander III 1249-1286* (Edinburgh, 1990), pp. 132-147. しかし、概念上は域外奉仕と騎士役が区別されていたことは確かであろう。また、ストラサーン伯領において騎士役による土地保有が一般化しなかった理由として、ワトソンが推測しているようにそもそも騎士役といった軍役の形態が伯にとって不必要であったことも考えられる。以下を参照のこと。Watson, 'Adapting tradition?', pp. 35-37, 40.

⁴² Neville, *Native lordship*, p. 76.

表1 ストラサーン伯によって土地を譲渡された俗人とそのパラメタ

譲渡年月日	被譲渡者	①	②	③	④
Earl Gilbert					
b. 1173	Malise brother of Earl Gilbert	○	×	×	○
b. 1207	Gilchrist son of Earl Gilbert	○	×	×	○
1194 x 1198	Malcolm son of Earl of Fife	×	○	×	×
	Matilda daughter of Earl Gibert	○	×	×	○
不明	Walter son of Alan	×	○	×	○
	Cecilia daughter of Earl Gilbert	○	×	×	○
不明	Tristram	×	×	×	×
不明	Nigel Luvetot / of Dalpatrik	×	×	×	×
Earl Robert					
b. 3 Apr. 1234	Congal son of Duncan	×	×	○	○
	Ada	×	×	?	?
Earl Malise II					
Aug. 1244 x Spr. 1258	Gilbert Hay	○	×	○	×
Mar. 1258	Annabella sister of Earl Malise II	○	×	×	○
22 Aug. 1259 x c. 1272	David Graham	×	○	×	×
22 Aug. 1259 x 23 Nov. 1271	Cecilia daughter of Earl Malise II	○	×	×	○
不明	Gilbert brother of Earl Malise II	○	×	×	○
不明	Brice of Ardrossan	×	×	?	○

凡例：b. = before / Apr. = April / Aug. = August / Spr. = Spring / Mar. = March / Nov. = November

T1 x T2 は「T1 から T2 の期間内のいつか」を示す。

○は「当該のパラメタを有していること」、×は「当該のパラメタを有していないこと」、?は「当該のパラメタを有しているか定かでないこと」を示す。譲渡年月日の特定はPoMSに依拠した。